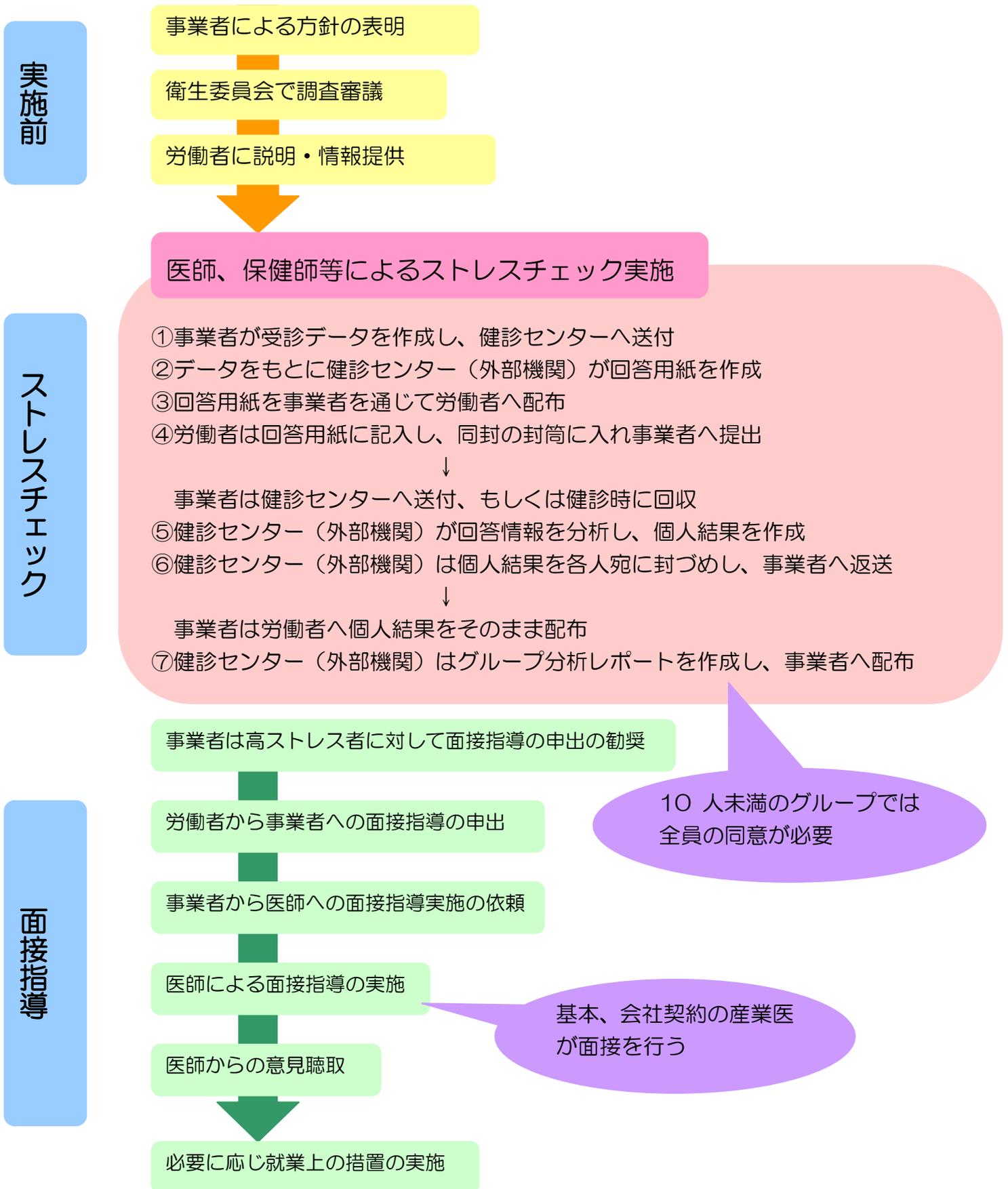


ストレスチェック義務化にあたって

労働安全衛生法が改正され、2015年12月1日より従業員数50人以上の事業場には、ストレスチェック実施が義務化されます。当健診センターでは、ストレスチェックを以下のように提案いたします。



ストレスチェック Q&A

Q.必ず受検させないといけないのですか？

A.50人以上の従業員を雇用している事業所は実施が義務付けられています。

実施する旨を全従業員に周知して受検を奨める事が義務付けられています。しかし、最終的に受検するかは個人の判断です。各部署のストレス状況の把握のためには受験率は高い事が望まれます。

Q.個人情報の取り扱い上の注意点は？

A.本人の同意なくして事業者は結果を知ってはいけません。

ストレスチェックは、医師・保健師などによって行われ、結果は、個人情報保護の観点から直接本人にのみ通知されます。

実施事務従事者を設置する事が出来ませんが、外部委託して管理してもらう事が勧められます。

Q.医師の面接はどのように行うのですか？

A.事業所の産業医が行う場合が多いと考えられます。

ストレスチェック実施後1か月以内に申し出があれば、その1か月以内に医師の面接を行い、その1か月以内に意見を聴取し、就業上の必要な対処を行わなくてはなりません。面接の結果による不利益な取り扱いは、法律で禁じられています。

料金・お問い合わせ

ストレスチェック（1人単価）

600円（税別）

グループ分析レポート（1部署単価）

2,400円（税別）

医療法人社団ヤマナ会
広島生活習慣病・がん健診センター（東広島）

東広島市西条町吉行2214番地

☎082-423-6662

